

2024年9月13日

共済契約者(施設・団体長) 様  
福利協会事務ご担当者 様

公益財団法人神奈川県福利協会  
理事長 鶴飼 一晴  
( 公 印 省 略 )

標準給与月額決定について(通知)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろ当協会の事務取扱いにつきまして、ご協力をいただきありがとうございます。

標準給与月額算定基礎届をご提出済みの方について※注2、**標準給与月額決定通知書**  
(以下「決定通知書」という。) **を送付いたします**に記載の**金額・人数等を確認のう**

**え、内容に相違、訂正がある場合には、10月9日(水)までに当協会までご連絡  
下さい。**

決定通知書は、9月9日時点の各届出書類を処理後、作成しています

注1：加入年月日が8月1日以降の加入者は、新規加入承認書でご確認ください。

注2：新規加入通知書の提出が遅れたことによる算定基礎届未提出者は、新規加入通知書に記載の標準給与月額を改定額としています。

注2：調査期間中、他法人からの異動により加入者を受け入れた場合について、決定通知書の標準給与月額と現在の給与月額による標準給与月額とで相違が発生する場合は、当協会までご連絡ください。

問合わせ先  
TEL : 045-263-6017  
担当：井上・松本裕